

新型コロナウイルスの感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症については感染源や感染経路が判明していない症例が増えており感染拡大を防止するうえで重大な局面を迎えています。

高齢者は感染症が重症化し易いことから、当事業所においても感染症の予防と拡大の防止に万全を期していくことが重要と考え実行しています。

当事業所における往来の感染予防の取り組みとして

- ①来所時の看護師による検温、体調チェック
- ②利用者様には来所時、食前、おやつ前の手洗いと排泄後の手指消毒の徹底
- ③デイサービス内と送迎車両内に持続型抗ウイルス剤の散布を1ヵ月毎に実施
- ④毎日の清掃後に施設内すべてに次亜塩素酸水を散布
- ⑤定期的な換気
- ⑥体調不良の方のトイレ使用後の消毒

以上はインフルエンザ、ノロウイルスを対象とした対策として慣行しておりましたが新型コロナウイルスに対する感染予防策を強化するべく実施を追加いたしました。

追加①全ての利用者様のトイレ使用ごとに消毒を実施

追加②換気回数の増加

追加③外出レクリエーションの中止(それに代わる対策を講じております)

以上を実践し清潔な環境を整え、また、異常があれば速やかに管理者への報告を義務付けており迅速に対応できる体制を整えています。

新型コロナウイルス感染者と濃厚接触が疑われる利用者様においては保健所の指示に従い自宅待機となります。また都道府県からの休業要請の対象となる事も考えられます。その場合には担当ケアマネージャー様と連携を図り自宅での生活に必要なサービスの提供を行ってまいります。

認知症の進行を予防し筋力低下を防ぐ体操指導、健康チェックなど必要な介護の提供を(日に3回までが上限)実施致します。

なお、職員につきましては出勤前の検温、うがい、手洗い、手指消毒の励行およびマスクの着用にて感染防止対策を取らせていただいております。

当事業所における感染防止対策につきまして皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月17日
感染防止委員会 馬場美穂子